

対象火気器具等を使用する露店等に係る指導基準を次のように定める。

2014年（平成26年）6月25日

福山地区消防組合消防局長 大 畠 功 之

対象火気器具等を使用する露店等に係る指導基準

1 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催し（以下「催し」という。）に際して、対象火気器具等を使用する場合の消火器の準備は、次のとおり指導するものとする。

(1) 消火器は、原則として、対象火気器具等ごとに1本以上準備すること。

ただし、火災時において、当該消火器の使用に支障がなく、初期消火を有効に行うことができると認める場合は、複数の対象火気器具等に対して1本の消火器を準備することで足りるものとする。

【消火器の使用に支障がなく、初期消火を有効に行うことができると認める場合の例】

・露店等において、使用者が同一である複数の対象火気器具等に対して消火器を準備する場合

・隣接する露店等において、使用者が異なる複数の対象火気器具等に対して消火器を準備する場合で、当該使用者が共同で消火器を準備し、互いに協力して初期消火を行うことができる場合

(2) 設置する場所は、火災時に速やかに使用できる場所で、対象火気器具等から消火器までの歩行距離が20メートル以内となる場所とすること。

(3) 準備する消火器は、検定品のABC粉末消火器でA火災に対する能力単位が1以上のものとする。

(4) 消火器は、腐食しているもの、安全栓が抜けているもの及び古くなったものについては準備しないこと。

2 屋外の催しに際して、露店等において対象火気器具等を使用する場合は、次のとおり指導するものとする。

(1) ガスこんろ等の調理に使用する対象火気器具等（以下「調理用火気器具」という。）と周囲の可燃物の間に、不燃材料の仕切りを設置すること。（別図参照）

ただし、調理用火気器具と可燃物の間に、当該調理用火気器具の使用により当該可燃物の温度が上昇しないよう十分な距離が保たれている場合は、この限りでない。

(2) 調理用火気器具は、安定した不燃性の床、台又は板の上で使用するものとする。（別図参照）

(3) 調理用火気器具のうち、カセットこんろを使用する場合は、次に掲げるとおりとする。

ア カセットボンベの装着部分を覆う調理器具は、カセットボンベが加熱され、爆発するおそれがあるため使用しないこと。

イ カセットボンベは、カセットこんろに表示されているとおり、正しく装着すること。

ウ カセットボンベは、直射日光及び火気等の近くを避け、温度が上昇しないように

保管すること。

(4) 調理用火気器具のうち、炭火焼き器等の木炭を使用するものは、使用後の残火及び取灰の処理を完全に行い、取灰をみだりに捨てないこと。

(5) 発電機、石油ストーブ等の液体燃料を使用する対象火気器具等は、次のアからオまでに掲げるとおりとすること。

ア 事前に燃料を十分に給油し、可能な限り、露店等の開設後に給油する必要がないようにすること。

なお、十分に給油したにもかかわらず、露店等の開設後に給油が必要になったときは、風通しが良く、可燃性蒸気が滞留するおそれのない場所で、周囲に人がいないこと及び火気の使用がないことを確認した上で給油すること。

イ 給油をするときは、こぼさないよう十分注意し、対象火気器具等が稼動している状態での給油は、絶対に行わないこと。

ウ 可燃性ガス又は蒸気が滞留するおそれのない場所で使用すること。

エ 容易に転倒又は落下するおそれのない、安定した平らな場所で使用すること。

オ 燃料漏れがないことを確認してから使用すること。

3 屋外の催しに際して、露店等において液化石油ガスを使用する場合は、次のとおり指導するものとする。

(1) 液化石油ガスのボンベ（以下「ボンベ」という。）は、直射日光及び火気等の近くを避け、常に摂氏40度以下に保つようにすること。

(2) ボンベは、絶対に横置きにしないこと。

(3) ボンベは、倒れないよう固定し、人がみだりに近づかない安全な場所に置くこと。

（別図参照）

(4) ボンベは、一日に必要な最小限の本数のみ準備すること。

(5) 液化石油ガスを使用する対象火気器具等及びゴム製のホースは、液化石油ガス専用のものを使用すること。

また、ホースの長さは、使用する対象火気器具等に応じた適当な長さとし、容易に外れないようホースバンド等で締めること。（別図参照）

(6) ゴム製のホースは、ガス漏れがないか点検し、古くなったもの及びひび割れのあるものは使用しないこと。

4 屋外の催しに際して、露店等において危険物を貯蔵、取り扱う場合は、次のとおり指導するものとする。

(1) 燃料に使用する危険物の準備は、指定数量の5分の1未満の数量とし、必要な最小限の数量とすること。

(2) 危険物容器のキャップを開ける前には、圧力弁等を操作して緩やかに圧力を抜くこと。

(3) 危険物容器は、直射日光及び火気の近くを避け、温度が上昇しないように保管すること。

【別図】

不燃材料の仕切り
※周囲の可燃物の温度が上昇しない十分な距離が保たれている場合は、必ずしも必要としない。

